

別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、松崎港から南南西に約 30km 離れた、水深約 1,850m の駿河湾沖の北緯 34° 29′ 30″ 東経 138° 39′ 57″ を中心とした半径 250m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図－2.1）。

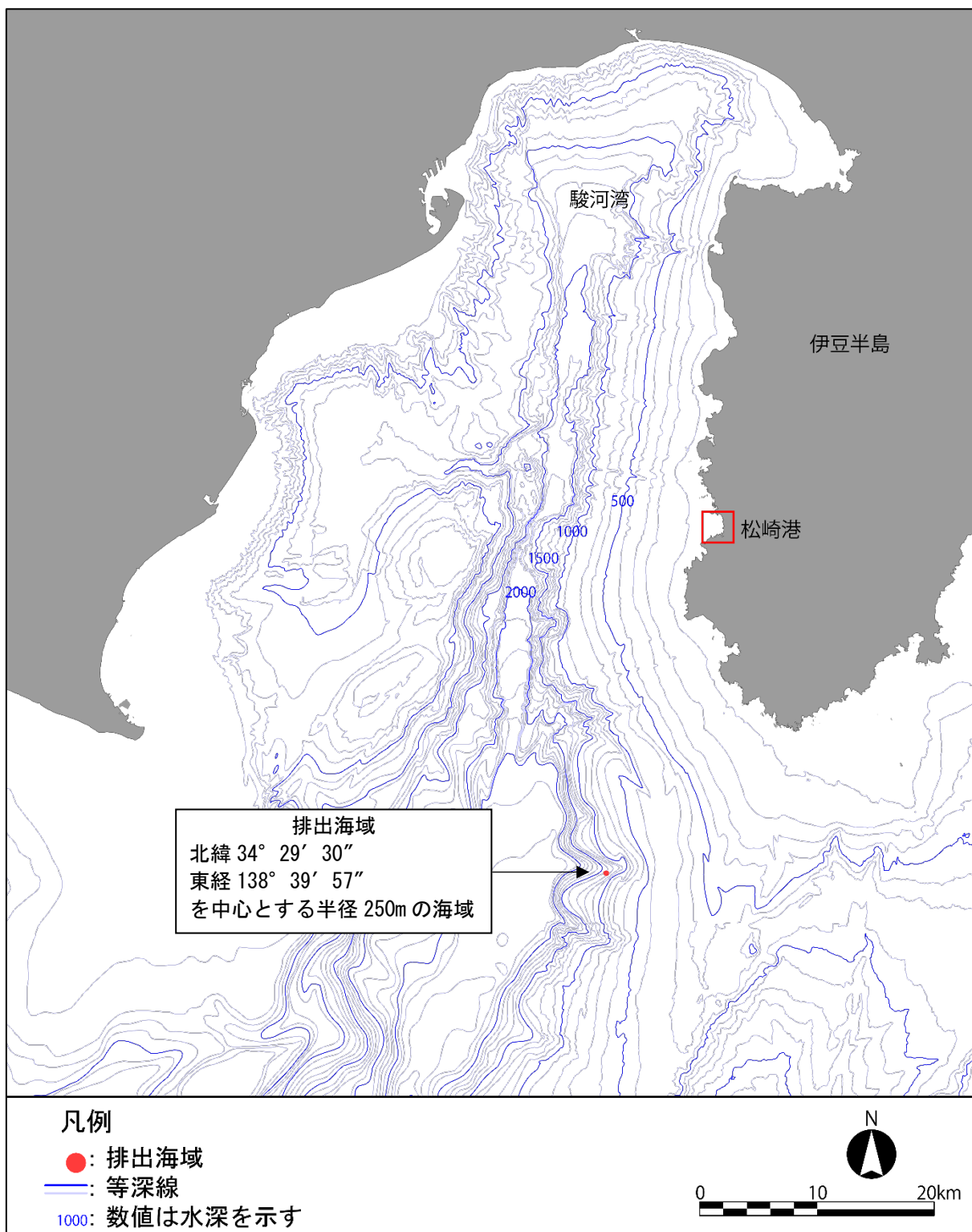
当該排出海域は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

当該排出海域の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、当該排出海域の範囲を設定した。

なお、既許可（許可番号：13-006、19-006）と同一の排出海域に設定した。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 6 年 5 月 27 日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

当該排出海域はいずれの事業の影響想定海域より 10km 以上離れている。



出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財) 日本水路協会、平成 27 年) より作成

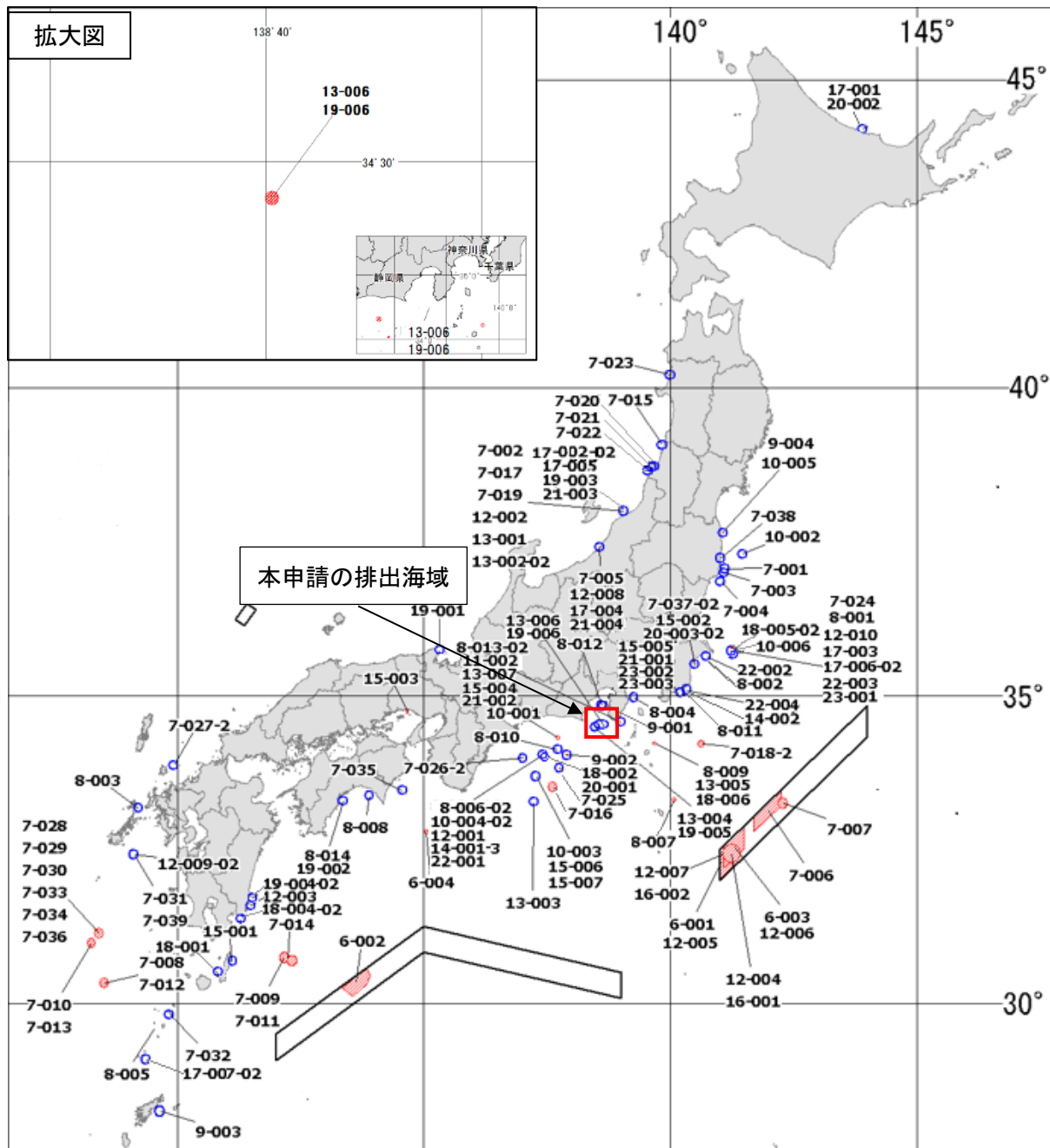
図-2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	名称	処分期間	投入処分量	排出海域
8-012	静岡県大井川町 (大井川港)	2008年8月1日から 2013年7月31日まで	15,000m ³	北緯34° 50' 11"、東経138° 36' 11" 北緯34° 50' 30"、東経138° 36' 11" 北緯34° 50' 30"、東経138° 36' 35" 北緯34° 50' 11"、東経138° 36' 35" 以上の4点に囲まれた海域
8-013-02	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2009年1月10日から 2011年3月31日まで	8,400m ³	北緯 34° 34' 12"、東経 139° 00' 48"を 中心とした半径 100m の海域
9-001	静岡県下田土木事務所 (松崎港・妻良漁港)	2009年3月10日から 2012年3月9日まで	12,000m ³	北緯 34° 50' 01"、東経 138° 38' 35" を中心とした半径 100m の海域
11-002	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2012年1月1日から 2012年12月31日まで	6,000m ³	北緯 34° 34' 12"、東経 139° 00' 48"を 中心とした半径 100m の海域
13-004	静岡県焼津市 (大井川港)	2013年10月1日から 2018年9月30日まで	25,000m ³	北緯34° 29' 24"、東経138° 27' 47" 北緯34° 29' 24"、東経138° 28' 26" 北緯34° 28' 52"、東経138° 27' 47" 北緯34° 28' 52"、東経138° 28' 26" 以上の4点に囲まれた海域
13-006	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	2013年12月27日から 2018年12月26日まで	13,413m ³	北緯 34° 29' 30"、東経 138° 39' 57"を 中心とした半径 250m の海域
13-007	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2013年12月30日から 2014年12月29日まで	6,000m ³	北緯 34° 34' 12"、東経 139° 00' 48"を 中心とした半径 100m の海域
15-004	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2015年10月1日から 2020年9月30日まで	139,100m ³	北緯 34° 34' 12"東経 139° 00' 48"を中 心とした半径 400m の海域
19-005	静岡県焼津市 (大井川港)	2019年10月1日から 2024年9月30日まで	10,580m ³	北緯34° 29' 24"、東経138° 27' 47" 北緯34° 29' 24"、東経138° 28' 26" 北緯34° 28' 52"、東経138° 27' 47" 北緯34° 28' 52"、東経138° 28' 26" 以上の4点に囲まれた海域
19-006	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	2019年11月1日から 2023年10月31日まで	23,215m ³	北緯 34° 29' 30"、東経 138° 39' 57"を 中心とした半径 250m の海域
21-002-02	静岡県下田土木事務所 (下田港)	2022年1月13日から 2026年9月30日まで	139,880m ³	北緯 34° 34' 12"東経 139° 00' 48"を中 心とした半径 400m の海域
申請中	静岡県下田土木事務所 (手石港)	2024年～2029年	54,169m ³	

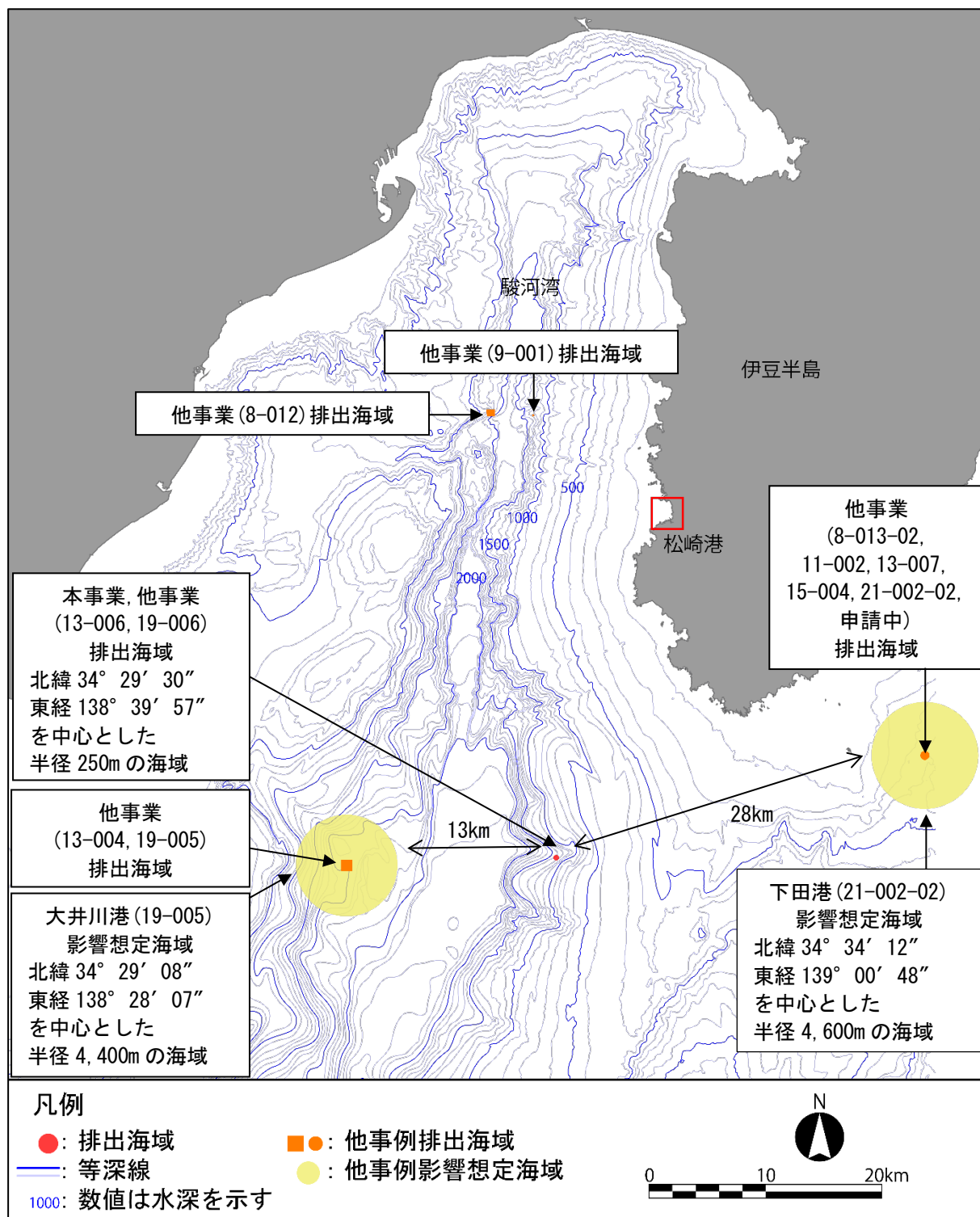
備考) 水色着色セルの事業は当事業と同じ排出海域、赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。

出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年5月27日閲覧)、「手石港海洋投入処分許可申請書」(静岡県、令和6年)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」
 (環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年5月閲覧)より作成

図ー2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年5月27日閲覧)、「大井川港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(焼津市、令和元年)、「下田港廃棄物海洋投入処分変更許可申請書」(静岡県、令和5年)、「手石港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(静岡県、令和6年)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成27年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係